

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の表中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法」に、「法」を「旧法」に改め、同表1の項及び2の項中「法」を「旧法」に改める。

別表第4の1の表中87の項を89の項とし、30の項から86の項までを2項ずつ繰り下げ、32の項の前に次の1項を加える。

31	法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	1件	160,000円
----	----------------------------------	----	----------

別表第4の1の表中29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、27の項を28の項とし、26の項中「第3項各号」を「第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表27の項とし、同表中22の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、21の項の次に次の1項を加える。

22	法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
----	--	----	---------

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画につ

いて登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| (1) 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 4,700円 |
| (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下同じ。）については、次のア又はイに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額 |
| ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額 |
| (ア) 300平方メートル未満 9,400円 |
| (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円 |
| (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円 |
| (エ) 5,000平方メートル以上 81,000円 |
| イ 非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 |
| (ア) 300平方メートル未満 9,400円 |
| (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 16,000円 |
| (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円 |
| (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 80,000円 |
| (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 130,000円 |
| (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 160,000円 |
| (キ) 25,000平方メートル以上 200,000円 |

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| (1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 |
| ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 |
| (ア) 200平方メートル未満 34,000円 |
| (イ) 200平方メートル以上 38,000円 |
| イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 |
| (ア) 200平方メートル未満 17,000円 |
| (イ) 200平方メートル以上 19,000円 |
| (2) 一の建築物については、次のアからエまでに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額 |
| ア 住宅部分（イに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価し |

たものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 69,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 120,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 200,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 280,000円

イ 住宅部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)(省令第13条第3項第1号及び第14条第2項第1号の共用部分の基準に定める評価方法により共用部分の評価したものを含む。)に規定する基準に定める評価方法により評価したものに限る。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 33,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 160,000円

ウ 非住宅部分(エに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 870,000円

エ 非住宅部分(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))又は令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準(令和4年国土交通省告示第1107号。以下「増改築告示」という。)第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 87,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 440,000円

別表第4の3の表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けている場合の項金額の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| (1) 一戸建て住宅 2,350円 |
| (2) 一の建築物については、次のアからウまでに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るもの（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）を合算した額 |
| ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額 |
| (ア) 300平方メートル未満 4,700円 |
| (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円 |
| (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円 |
| (エ) 5,000平方メートル以上 40,500円 |
| イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 |
| (ア) 300平方メートル未満 4,700円 |
| (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 8,000円 |
| (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 13,500円 |
| (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 40,000円 |
| (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 65,000円 |
| (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 80,000円 |
| (キ) 25,000平方メートル以上 100,000円 |
| ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 1の項(1)の(2)の規定により算出した額（この場合において、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。） |

別表第4の3の表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| (1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 |
| ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 |
| (ア) 200平方メートル未満 17,000円 |
| (イ) 200平方メートル以上 19,000円 |
| イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次 |

の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 8,500円

(イ) 200平方メートル以上 9,500円

(2) 一の建築物については、次のアからオまでに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るもの（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）を合算した額

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（イに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。） 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 34,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 60,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 140,000円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（省令第13条第3項第1号及び第14条第2項第1号の共用部分の基準に定める評価方法により共用部分を評価したものを含む。）に規定する基準に定める評価方法により評価したものに限る。） 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 16,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 28,500円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 80,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（エに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。） 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 115,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 435,000円

エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築告示第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものに限る。） 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める

額

- (ア) 300平方メートル未満 43,500円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上 220,000円

オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 1の項(2)の(2)の規定により算出した額（この場合において、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）

別表第4の3の表中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を削り、同表備考5中「共同住宅の住宅部分以外の」を「住宅部分のうち居住者の共用に供する」に改め、同表中備考5を備考3とし、同表備考6中「及び共用部分」を削り、同表中備考6を備考4とし、備考7を削る。

別表第4の5の表3の項法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて法第35条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合の項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
 - (ア) 200平方メートル未満 34,000円（審査済建築物については、4,700円）
 - (イ) 200平方メートル以上 38,000円（審査済建築物については、4,700円）
 - イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額
 - (ア) 200平方メートル未満 17,000円（審査済建築物については、4,700円）
 - (イ) 200平方メートル以上 19,000円（審査済建築物については、4,700円）
- (2) 一の建築物については、次のアからエまでに掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額
 - ア 住宅部分でイに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消

費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

- a 300平方メートル未満 59,600円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 155,000円
- d 5,000平方メートル以上 199,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

- a 300平方メートル未満 9,400円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円

イ 住宅部分で省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

- a 300平方メートル未満 23,600円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 55,000円
- d 5,000平方メートル以上 79,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

- a 300平方メートル未満 9,400円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円

ウ 非住宅部分でエに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円 (審査済建築物については、9,400円)

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円 (審査済建築物については、16,000円)

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については、27,000円)

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円 (審査済建築物については、80,000円)

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円 (審査

- 済建築物については、130,000円)
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円 (審査済建築物については、160,000円)
- (キ) 25,000平方メートル以上 870,000円 (審査済建築物については、200,000円)
- エ 非住宅部分で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)) 又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令 (令和4年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「令和4年改正省令」という。) 附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2) 及び増改築告示第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 87,000円 (審査済建築物については、9,400円)
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円 (審査済建築物については、16,000円)
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円 (審査済建築物については、27,000円)
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円 (審査済建築物については、80,000円)
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円 (審査済建築物については、130,000円)
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については、160,000円)
- (キ) 25,000平方メートル以上 440,000円 (審査済建築物については、200,000円)

別表第4の5の表5の項法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (当該申請に併せて同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。) の項(1)他の建築物を追加しない場合の項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 17,000円 (審査済建築物については、2,350円)
- (イ) 200平方メートル以上 19,000円 (審査済建築物については、2,350円)
- イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に

定める額

(ア) 200平方メートル未満 8,500円（審査済建築物については、2,350円）

(イ) 200平方メートル以上 9,500円（審査済建築物については、2,350円）

(2) 一の建築物については、次のアからオまでに掲げる額のうち、当該申請に係るもの（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）を合算した額

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分でイに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 29,800円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 50,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,500円

d 5,000平方メートル以上 99,500円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 4,700円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円

d 5,000平方メートル以上 40,500円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分で省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 11,800円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 18,500円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 27,500円

d 5,000平方メートル以上 39,500円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 4,700円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円

d 5,000平方メートル以上 40,500円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分でエに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに

定める額

- (ア) 300平方メートル未満 115,000円（審査済建築物については、4,700円）
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円（審査済建築物については、8,000円）
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円（審査済建築物については、13,500円）
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円（審査済建築物については、40,000円）
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円（審査済建築物については、65,000円）
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円（審査済建築物については、80,000円）
- (キ) 25,000平方メートル以上 435,000円（審査済建築物については、100,000円）

エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、ロ(2)）又は令和4年改正省令附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築告示第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満 43,500円（審査済建築物については、4,700円）
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円（審査済建築物については、8,000円）
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円（審査済建築物については、13,500円）
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円（審査済建築物については、40,000円）
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円（審査済建築物については、65,000円）
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円（審査済建築物については、80,000円）
- (キ) 25,000平方メートル以上 220,000円（審査済建築物については、100,000円）

オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分については、3の項(1)の(2)の規定により算出した額（この場合において「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替える。）

別表第4の5の表7の項法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア イに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 34,000円 (申請前にあらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査、法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの判定、法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準に基づく評価を受けているもの (以下この項において「審査済建築物」という。) については、4,700円)
- (イ) 200平方メートル以上 38,000円 (審査済建築物については、4,700円)
- イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 17,000円 (審査済建築物については、4,700円)
- (イ) 200平方メートル以上 19,000円 (審査済建築物については、4,700円)
- (2) 一の建築物については、次のアからエまでに掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額
- ア 住宅部分でイに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額
- (ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 59,600円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 155,000円
- d 5,000平方メートル以上 199,000円
- (イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 9,400円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円
- イ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当

該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 23,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 55,000円

d 5,000平方メートル以上 79,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円

d 5,000平方メートル以上 81,000円

ウ 非住宅部分でエに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円 (審査済建築物については、9,400円)

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円 (審査済建築物については、16,000円)

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については、27,000円)

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円 (審査済建築物については、80,000円)

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円 (審査済建築物については、130,000円)

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円 (審査済建築物については、160,000円)

(キ) 25,000平方メートル以上 870,000円 (審査済建築物については、200,000円)

エ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 87,000円 (審査済建築物については、9,400円)

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円 (審査済建築物については、16,000円)

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円 (審査済建築物については、27,000円)

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円 (審査済建築物については、80,000円)

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円 (審査済建築物については、130,000円)

- | |
|--|
| (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円（審査済建築物については、160,000円）
(キ) 25,000平方メートル以上 440,000円（審査済建築物については、200,000円） |
|--|

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4（1の表に係る部分を除く。）の改正規定 公布の日

(2) 別表第4（1の表に係る部分に限る。）の改正規定 令和5年4月1日

(3) 別表第3の改正規定 令和5年5月26日

（経過措置）

2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例の規定は、前項各号に規定する改正規定に応じて当該各号に規定する施行の日以後に当該改正規定により改正された規定に基づいてされる申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の改正前に行われた法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出が行われた場合を除く。）のうち、共同住宅等の住宅部分について申請戸数の区分に応じて申請し、認定を受けた計画に係る変更の認定の申請については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、宅地造成等規制法が改正された際に設けられた経過措置に対応するための規定の整備を行うとともに、建築基準法の改正に伴う既存建築物への省エネ設備の設置に係る特例の許可等の審査及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正等に伴う簡易な評価が可能となった申請に対する審査に係る手数料を新設する等のため、所要の改正をする必要による。